



栃木県公報

平成28年
3月8日(火)
第2764号

目次

告示

○保安林の解除	209
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	209
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止	210
○栃木県開発許可等審査基準の一部改正	210

公告

○土地改良区役員の退任	210
○県営土地改良事業に係る換地処分	211
○公共測量の終了	211

告示

栃木県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

平成28年3月8日

栃木県知事 福田 富一

I

- 解除に係る保安林の所在場所
那須郡那珂川町三輪字馬下1143-1・字宮久保1152-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
干害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 解除に係る保安林の所在場所
那須郡那珂川町三輪字馬下1143-1・字宮久保1152-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月8日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910600311	ヘルパーステーションたんぽぽ	日光市土沢201-1	株式会社ケアセレクト	日光市土沢201-1	平成28年3月1日	居宅介護 重度訪問介護
0911000321	杉の家	大田原市中野内1157	一般社団法人カネキ	大田原市中野内1157	平成28年3月1日	自立訓練（生活訓練）

栃木県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月8日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0911600146	ヘルパーステーションほほえみ倶楽部石橋	下野市下古山16-2	株式会社ほほえみ倶楽部	小山市乙女3-27-31	平成28年2月29日	居宅介護 重度訪問介護
0912500097	コミュニティネットワークやわらぎ	那須町寺子丙711-44	有限会社福祉ネットやわらぎ	那須町寺子丙711-43	平成28年2月29日	自立訓練（生活訓練）

(障害福祉課)

栃木県告示第117号

栃木県開発許可等審査基準（平成9年栃木県告示第380号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月8日

栃木県知事 福 田 富 一

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

別表第1中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

- この基準は、平成28年4月1日から適用する。
- この基準の適用の際現に申請がなされているものについては、なお従前の例による。

（改正後の基準の写しを栃木県県土整備部都市計画課、宇都宮土木事務所、鹿沼土木事務所、日光土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、矢板土木事務所、大田原土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(都市計画課)

公 告

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年3月8日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
赤沼用水土地改良区	理 事	軽部 廣		塩谷郡塩谷町大字風見390	27.9.13	
黒羽土地改良区	理 事	後藤 肇		大田原市桜木沢248	27.12.22	

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営小貝川西Ⅱ期地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成28年3月8日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 換地処分の年月日
平成28年2月18日
- 2 換地処分の内容
平成27年11月24日付け栃木県告示第543号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成27年10月30日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月8日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域
日光市
- 3 作業期間
平成27年9月10日から平成28年2月23日まで

(監理課)